

(別紙)

諮問番号：令和5年度諮問第21号

答申番号：令和5年度答申第21号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次のとおり、原処分（精神障害者保健福祉手帳の不承認処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 気分（感情）障害による病相期があり、これが持続し、ひんぱんに繰り返していることから、障害等級は3級相当に該当する。
- (2) 適切な食事摂取や金銭管理は家族の援助が必要であり、また、他人との意思伝達や対人関係づくりが不安定な状態である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付の可否及び障害等級の判定は、北海道立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（以下「指定医等診断書」という。）に基づき行うこととされている。
- (2) 請求人が手帳の新規申請に添付して提出した指定医等診断書（以下「本件診断書」という。）においては、「思考・運動抑制」、「憂うつ気分」、「多弁」及び「感情高揚・易刺激性」といった状態像が認められるが、就労や日常生活は維持できていることから、病相期が持続し、ひんぱんに繰り返される状態ではない。
- (3) 本件診断書における「日常生活能力の判定」によると、日常生活に関する能力障害の程度は自立、社会生活に関する能力障害の程度はおおむね3級相当となるが、「日常生活能力の程度」は「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。」とされており、「気分変動に伴い、対人関係に不安を抱くことはあるが、日常生活、就労等は維持出来ている。」との記載からも、日常生活は自発的又は適切にできており、障害等級が3級相当であるとは言えない。
- (4) 以上のとおり、本件診断書の記載内容から「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」を総合的に判定した結果、非該当と判定したものであり、違法又は不当な点は見当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、センターの審査判定を得た上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 本件診断書によると、主たる精神障害である双極性感情障害については、「思考・運動抑制」、「憂うつ気分」、「多弁」及び「感情高揚・易刺激性」といった状態像はあるものの、就労や日常生活は維持できているため、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に該当する程度の症状があるとはいえないから、障害等級が3級の程度にあるとは認められない。

また、請求人の能力障害（活動制限）の状態は、日常生活に関する能力障害程度を示す4項目の全てが「自発的にできる」又は「適切にできる」状態であり、「日常生活能力の程度」は非該当相当と考えられる「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」とされているから、「日常生活に一定の制限」を受ける程度とまではいえず、障害等級が3級の程度にあるとは認められない。

センター所長は、以上のような本件診断書の内容から、請求人は精神障害者福祉手帳について非該当として総合判定を行ったものと認められる。

3 請求人は、前記第2の1のような状態であるから、障害等級は3級相当に該当すると主張するものの、請求人からは本件診断書の記載内容を覆すに足りる証拠の提出もないから、請求人の主張を採用することはできない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和6年1月31日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月8日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、指定医等診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うこととされている。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（以下「政令」とい

う。) 第6条第3項の規定において、「精神障害の状態」が、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級3級と定められている。

そして、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」によると、気分（感情）障害における精神疾患（機能障害）の状態は、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」は障害等級3級に該当するとされている。これらの処理基準の内容は、関係法令の解釈を行う上での具体的な審査基準として、特段不合理な点は認められない。

そこで本件診断書をみると、請求人の主たる精神障害は「双極性感情障害」とされ、従たる精神障害はないとされている。また、請求人の精神疾患（機能障害）の状態については、抑うつ状態として「思考・運動抑制」及び「憂うつ気分」の症状が、躁状態として「多弁」及び「感情高揚・易刺激性」の症状があり、これらの症状の具体的な程度等は「治療により軽躁状態は改善しているが、職場の異動などのストレスでやや落ち込みが目立つ状態である。就労、日常生活はなんとか維持している。」とされており、「気分、意欲・行動及び思考の障害」の症状が持続したり、ひんぱんに繰り返す状態を示す記載はない。そして、能力障害（活動制限）の状態は、「日常生活能力の程度」においては「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」とされており、「日常生活能力の判定」においては「他人との意思伝達・対人関係」及び「趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」の2項目について「おおむねできるが援助が必要」に○が付され、他の6項目について「自発的にできる」又は「適切にできる」に○が付されている。

こうした本件診断書に記載された事実関係からすると、請求人の精神疾患及び能力障害の状態は、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」の状態（政令第6条第3項に定める障害等級3級の状態）にあるとまでは認められないとして手帳の交付を不承認としたセンターの判定と、それを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも看過し難い過誤欠落又は著しく不合理な点はなく、違法又は不当な点は認められないというべきである。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委 員 (会長) 岸 本 太 樹

委 員 鳥 井 賢 治

委 員 日 笠 倫 子